

国立大学法人小樽商科大学授業料等徴収規程の一部を改正する規程

【改正理由】平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した者等が大学進学を断念しないよう、徴収規程第7条第1項ただし書きで規定されている検定料不徴収者に、特例措置として、学長が特に必要と認める者を加え、併せて規定を整備するものである。また、本規程の一部改正に合わせ、特例措置に関し、別に申し合せを定める。

新 旧 対 照 表

新 (略)	旧 (略)
<p>(検定料)</p> <p>第7条 検定料は、入学を志願するときに納付するものとし、別に指定する期日・納入方法により納付しなければならない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する者に係る検定料は、徴収しない。</u></p> <p><u>(1) 本学の学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラムに基づく大学院学生</u></p> <p><u>(2) 国立大学法人12大学大学院社会人学生転入学学生選抜要項に基づく大学院学生</u></p> <p><u>(3) MBA特別コース実施要項に基づく科目等履修生及び大学院学生</u></p> <p><u>(4) 特別研究学生</u></p> <p><u>(5) 特別聴講学生</u></p> <p><u>(6) 学長が特に必要と認める者</u></p>	<p>(検定料)</p> <p>第7条 検定料は、入学を志願するときに納付するものとし、別に指定する期日・納入方法により納付しなければならない。ただし、<u>本学の学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラムに基づく大学院学生，国立大学法人12大学大学院社会人学生転入学学生選抜要項に基づく大学院学生，MBA特別コース実施要項に基づく科目等履修生及び大学院学生，特別研究学生及び特別聴講学生に係る検定料は徴収しない。</u></p>
<p>2 (同右)</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) (同右)</p>	<p>2 小樽商科大学学則（以下「学則」という。）第53条第1号の規定により、検定料の全部又は一部を返還する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 検定料を納付した後に願書を提出した者について、出願資格が無いことにより出願を受け付けなかった場合</p> <p>(2) 出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等により出願資格を欠くことが判明した場合</p> <p>(3) 学則第50条及び前項前段の規定にかかわらず、出願前に検定料を納付した者が、都合により願書の提出を行わなかった場合</p>

- 3 (同右)
(1) (同右)
(2) (同右)

4 (同右)

(略)

附 則

この規程は、平成23年11月14日から施行し、平成23年8月15日から適用する。

- 3 前項に基づき返還する検定料の額は次のとおりとする。
(1) 前項第1号及び第3号に該当するときは、納付した検定料の全部。ただし、返還に係る手数料については、検定料を納付した者の負担とする。
(2) 前項第2号に該当するときは、昼間コースにあつては13,000円、夜間主コースにあつては7,800円とする。

4 検定料の返還は、当該検定料を納付した者からの申出に基づき行うものとする。

(略)